

印鑑レス特約変更一覧

改訂箇所	変更前	変更後
1 条 3 項 ①	店頭に設置されたテンキーパッドを用いて行うキャッシュカードが発行されている預金口座の払戻し、口座解約、各種取引・申込み・届け出等(但し、IC キャッシュカード規定第 1 条第 5 項および 1 0 条 1 項に定める取引を除きます)	店頭に設置されたテンキーパッドを用いて行うキャッシュカードが発行されている預金口座の払戻し、口座解約、各種取引・申込み・届け出等(但し、みずほキャッシュカード規定(個人のお客さま用)第 1 条第 5 項および 1 0 条 1 項、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定第 1 条第 5 項および 1 0 条 1 項、みずほキャッシュカード(貯蓄預金一体型)規定第 1 条第 1 項 e.および 1 0 条 1 項、みずほ銀行カードローン規定第 1 条第 5 項および 8 条 1 項に定める取引を除きます)
1 条 3 項 ②	店頭に設置されたテンキーパッドを用いて行う普通預金についてキャッシュカードが発行されている総合口座取引に係る定期預金等の払戻し、口座解約、各種取引・申込み・届け出等(但し、IC キャッシュカード規定第 1 条第 5 項および 1 0 条 1 項を除きます)	店頭に設置されたテンキーパッドを用いて行う普通預金についてキャッシュカードが発行されている総合口座取引に係る定期預金等の払戻し、口座解約、各種取引・申込み・届け出等(但し、みずほキャッシュカード規定(個人のお客さま用)第 1 条第 5 項および 1 0 条 1 項、みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定第 1 条第 5 項および 1 0 条 1 項、みずほキャッシュカード(貯蓄預金一体型)規定第 1 条第 1 項 e.および 1 0 条 1 項、みずほ銀行カードローン規定第 1 条第 5 項および 8 条 1 項に定める取引を除きます)